

ドイツの新しい「自然エネルギー促進法」(REL)について

飯田哲也

2000 年 2 月 25 日、ドイツ議会は新しい「自然エネ促進法」(REL)を承認した。1990 年の「電力買い取り法」(EFL)の成功の上に立って、これをさらに強化するまいようとなっている。以下、要旨をまとめる。電力会社は風力発電などが過剰に増えることを嫌って、「5 % 制約条項」や欧州委員会への提訴など、「電力買い取り法」(EFL)に対する反発とネガティブキャンペーンを行い、「電力買い取り法」(EFL)への悪評をたてていたが、それらがドイツでは全く政治的支持を得ていなかったことがわかる。

●新法のねらい

- ・電力分野の自然エネを、2005 年までに 5 %、2010 年までに 10%という大胆な目標を狙った新法
- ・EU の自然エネ倍増政策にも調和
- ・「電力買い取り法」(EFL)の成果によって、自然エネルギーを「臨界質量」以上に市場に導入すると、納税者の過大な負担なく経済的に自然エネルギーが成長していくことがわかったこと。
- ・自然エネルギーの種類や条件によって、適切な「固定価格」を設定して普及を支援すること

●幅広い政治的な支持

- ・環境団体、労働組合、農業者組合、自然エネルギー事業者などが幅広く支持
- ・2010 年には、自然エネルギー分野で約 4000 億円市場と 8 万人の雇用を期待

●背景 - 風力発電による自然エネルギー市場の離陸

- ・1999 年だけで 157 万 kW の風力発電が設置、累積で 440 万 kW
- ・現在電力の 2 %、85 億 kW 時を風力発電が生み出す。北部のホルスタイン州では系統容量の 20%
- ・わずか 10 年前は風力後進国。いまや欧州の半分、世界の 3 分の 1
- ・風力産業：2 万 5 千人の雇用を創出、風力産業の売上高も 2000 億円を超える

●電力自由化の影響

- ・当初の「電力買い取り法」(EFL)は平均電気料金に対する比率（風力・太陽光は 90%）で

設定

- ・電力自由化による電気料金下落により、自然エネルギーの採算性への懸念が増大
- ・風力発電と自然エネルギーへの支持の意図を政治が明確にして、新法導入へ

●新法の自然エネルギー促進の枠組み

- ・風力発電に対する固定価格 - 稼働率の高いところは低く、低いところは高く
 - 現行 すべて平均電気料金の 90%の買い取り価格(1998 年は 0.172DM/kW 時～約 9.5 円/kW 時)
 - 新法 地域に差を設けた固定価格の設定
 - 当初 5 年間 0.178DM/kW 時～約 10 円/kW 時
 - その後 0.121DM/kW 時～約 6.5 円/kW 時(海岸地域)
 - 0.135DM/kW 時～約 7.5 円/kW 時(内陸地域)
- ・洋上風力発電 当初 9 年間 0.178DM/kW 時～約 10 円/kW 時
- ・地熱と鉱山ガスが追加、バイオマスに対する 5 MW規制は撤廃
- ・太陽光発電：0.99DM/kW 時～約 55 円/kW 時(2002 年以降は毎年 5 %低下)
- ・小水力、埋立ガス、鉱山ガス、下水ガス：0.13DM/kW 時(約 7 円/kW 時)～0.15DM/kW 時(約 8 円/kW 時)
- ・バイオマス：0.17DM/kW 時(約 9.5 円/kW 時)～0.20DM/kW 時(約 11 円/kW 時)
- ・地熱：0.14DM/kW 時(約 7.5 円/kW 時)～0.175DM/kW 時(約 9.5 円/kW 時)

●レビュー条項

- ・2 年ごとに、経済大臣と環境農業大臣は議会に報告義務を負う。

●費用負担のあり方

- ・「5 %規制条項」の撤廃
- ・必要なコストを、すべての電力供給者が共通に負担する

●系統連系コスト

- ・系統連系や系統強化に関する情報の透明化と第三者独立機関による系統連系
- ・必要なコストは、系統所有者が負担する(託送費用に上乗せして回収が可能なため)

●電力会社の評価

- ・従来の「買い取り法」よりも高い評価
- ・ただし、不完全な電力自由化や電力規制機関の欠落のために、系統連系が参入障壁となりうる。